

優秀賞

人と人をつなぐ、
「金融」、そして「教育」

大阪府 大阪府立門真西高等学校
佐藤 功

1. はじめに

本稿のキーワードは「協働」である。学校現場に金融教育を有効に根づかせるためには、以下、2方向での「協働」が必須と考える。

その1つは、「外との協働（学校外との協働）」である。子どもたちの生活実感に即したりリアルティあふれる授業を行うため、実際に金融の現場に身を置かれる専門家との協働を進めることである。以前から、学校現場に企業経営・従事者や、弁護士、司法書士さんなど専門家の方々に来ていただき、ゲストスピーカーとして、ホームルームの時間に1～2時間の講演形式での金融教育を行う例はよくあった。しかし、多くは専門家に一方的に語っていただくだけ、という単発形態である。講師が必ずしも大人数の生徒たち—それも問題意識の醸成も充分になされていない—相手の講演に慣れておられるわけではなく、あまり有効とは言えない状況も多々見られた。

一方、もう1つは、「内なる協働（学校内、教職員間の協働）」である。学校現場に継続的に金融教育を根づかせるためには、教職員同士の協働が欠かせない。

「あれは〇〇先生だからできたんだよね」

このことばは、学校現場でよく聞かれる。部活動でめざましい戦績をあげたり、授業や地域活動でユニークな実践が行われた際、それが1人の指導者の“業績”と考えられ、一般化、継続化がされにくい。確かに、実力ある指導者の献身のおかげで短期間にめざましい実績はあがる。が、担当者が転勤するや、あれほど活発だった活動が一気にしぼんでしまうという例は、まみられる。まして昨今、学校自身が本来持っている「チーム力」が損なわれつつある。各地で導入されてきた教員評価制度の多くが、個人の自己目標を設定するものであることから、校内の協業の風土が損なわれ、個業（孤業）化が促進されているように感じられる。

上記2つの「協働」は、別個に存在するものでなく、両者は密接に結びついている。金融教育実践を個の教師の財産とするのではなく、「教育のプロ」である教師と、「法律のプロ」である弁護士や司法書士の方々とで、「一緒に授業をつくる」ことはできないだろうか。「ともに子どもたちを育てる存在」として、事前指導から事後指導まで一連の教育プランを一緒につくり、一緒に授業を行う。これによって、金融教育を、より身近でリアルなものとして、子どもたちに伝えることができる。また、外部講師と有効に関わることによって、それらを受ける立場である学校内組織にも協働の気風が醸成され、個々教師の個人プレーでなく、継続的な取り組みとして練りあげることができるのではないだろうか。

私たち大阪の教員有志たちは、昨年度より、弁護士、司法書士、社労士さんなど、法教育に携わる方たちと連携して、子どもたちに何を伝えられるのかについて、継続的な勉強会を行ってきた。裁判員制度の導入に関わる司法制度や、労働法、労働契約をどう教えるか、など、さまざまなテーマを扱っているが、その1つとして、子どもたちが、クレジット・サラ金などの被害にあわないことなどを目的とした、消費者教育やキャリア教育の教材・指導案づくりにも励んでいる。

本稿では、これら2方向での「協働」を意図した、連続実践をまとめてみたい。

2. 「丸投げ」の実態

大阪司法書士会が大阪青年司法書士会と共催で2000年度より行っている「高校生法律講座」においては、学校に入った側の司法書士から、教師との連携部分に関する疑問が報告されている。おもに司法書士が、1、2時間程度の講義（講演会型または授業型）を行うパターンが主流の講座であるが、「単なるイベントか、授業の一環なのか不明」「教員が生徒を残して居なくなる」「強い印象を残さないと翌年の依頼がない」などの感想が出されている⁽¹⁾。

昨今、「総合的な学習の時間」の導入にからみ、車イス体験や米作り実習などの体験学習的な

部分で、学校側が外部の専門家に特別授業を依頼することが増えてきたが、実際には、教師が「〇〇小学校でされたものと同じ授業をお願いします」とメールや電話だけで一方的に要請してきたり、「何でも結構です。とにかく1時間お願いします」と「丸投げ」してきたり、以前から学校と連携してきた外部人材が「もう学校には行きたくない」と不信感だけを募らせる例も聞こえる。『『総合学習』を丸投げする学校』『業者に“外注”すべてお任せキャンプ盛況』⁽²⁾ などといった見出しで、マスコミも指摘する現象である。

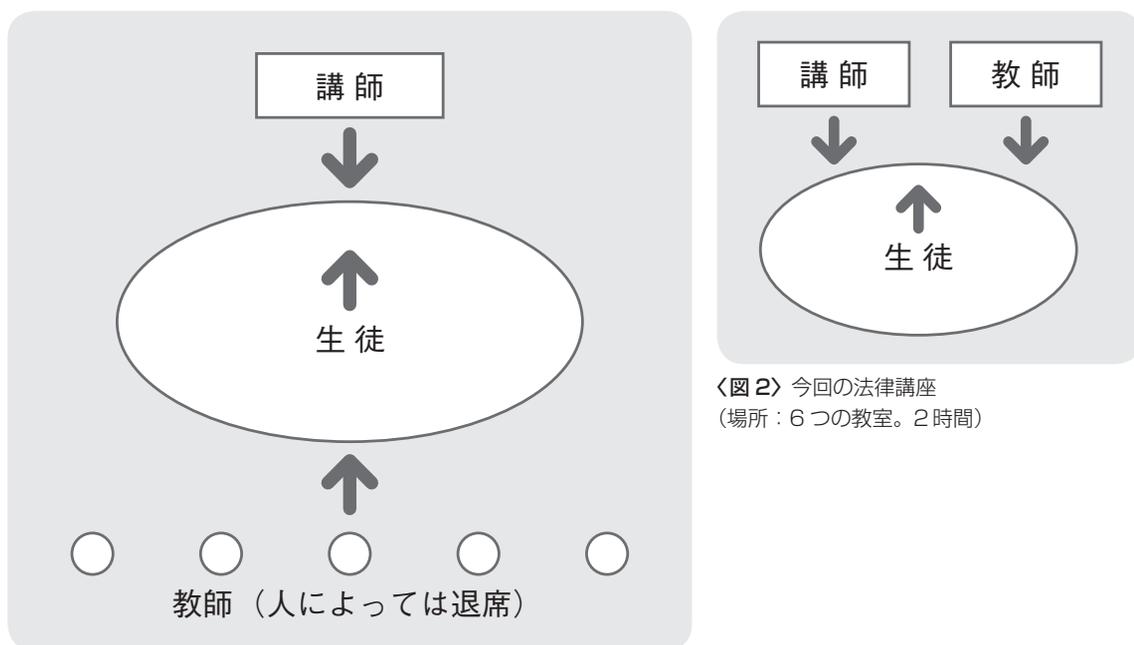
3. 「どこの高校でもできる講座」の取り組み

「私たち外部講師は、専門家として関与した生きた事例をたくさん持っている。しかし、その事例を通して伝えたい思い（目標）を、教育効果を考えて生徒に定着させる技術を持っていない。それができるのは、教員である」⁽¹⁾

専門家同士の対等の関係をめざして、大阪の司法書士たちが連携相手に考えたのは、私も所属している、大阪高生研⁽³⁾に属する教師たちであった。2004年初頭、実際に「高校生法律講座」を高生研の教師たちに見学してもらっての検討会が開かれた。忌憚のない意見交換の末、司法書士と教師とで「どこの学校でもできる講座プラン」を一緒につくって実践してみようということになった。

本校での実践に先だち、2004年10月に行われた大阪府立A高校2年生対象に行われた総合的な学習の時間を利用した法教育講座では、同校に6名の司法書士が出向き、教師とペアになり、6つのクラスごとに2時間の授業を行った。困難を抱える生徒たちが集まる同校におけるこの日の講座は、過去のものとは比べて以下の2点で決定的な違いがあった。

1つには、これまでの「1学年一斉講義方式」を改め、「各クラス単位での講座方式」としたことである。これまで実質30分程度という不十分な時間で、「大騒音の中で（同校教師談）」行われていた一斉講義<図1>が、クラスごとに教師と司法書士がペアで入り、生徒とのやりとりを行いながら、各2時間ずつの授業を行った。授業の導入や展開は教師が行い、金融教育の専門的部分を司法書士が具体例を示しながら行う。「司法書士（講師）」「生徒」「教師」の講座での立ち位置を模式図で表すと<図2>になる。



<図1> 従来の法律講座（場所：体育館。30分）

<図2> 今回の法律講座
（場所：6つの教室。2時間）

従来、外部講師（司法書士）と教師とは向かい合う立ち位置であったのが、今回は横に並び、視線を同じ方向（生徒の側）へ向けている。

2つには、講座に先立って、事前に3名の司法書士が同校の学年会議に参加し、2時間以上にわたって、生徒の学力や気質などを共有したことである。これを受け、司法書士と各クラス担任とのペアリングを考え、当日は両者で打ち合わせを行い、講座にのぞんだ。

「A高校での授業がとても私にとってわかりやすかったのは無理に『先生』にならずに司法書士としての立場で話しができたからだと改めて思いました」（司法書士）、「生徒の身近な生活現実をとりあげてそれをのりこえる『生きる力』を育てるために何をどう教えればいいのか？ 我々教師はもっと勉強して授業をつくらねばと反省」（教師）など、双方から協働に対する前向きな感想が多数寄せられた。これらの反応は、司法書士と教師が互いの専門性を尊重し、対等なパートナーシップを切り結んだことで得られた成果である。

4. 発展型～本校での実践

A高校での実践は、さらにいくつかの学校で追実践が行われ、バージョンアップされてきた。それらを受け、今年度（2005年度）は、本校1年生を対象に、「学年全体で扱う現代社会授業」に取り組んでいる。

本校は、大阪の下町に位置する公立高校である。経済的に恵まれない家庭の生徒も多く、本人や家族がクレジット・サラ金などの被害に遭うことも少なくない。多くの生徒がアルバイトをしており、中には最低賃金を下回る額の職場で働いている者もいる。一方で、学校外の社会とのつながりをもつ者が多いので、金融教育においても、机上の空論でなくリアルで主体的な反応がある。以前は、「フリーターは不安定だからとにかく正社員をめざそう」的な教え方をしていたが、今や就労状況や若者を取り巻く社会も大きく様変わりしている。アルバイト、フリーターのもつ権利とリスクを、青年期の生き方の問題ともからめて考えていけるよう心がけている。今年度、現代社会の担当者は、私を含む3名で、時機に応じて情報交換をしながら授業を展開している。

指導案（13時間）

- ①フリーターは得か？
- ②だまされるな。都合の悪いことを伝えない世の中。
- ③「やりたいことをやる」ということ（含む：青年期の諸特性）
- ④ビデオ「フリーター漂流」
- ⑤「会社やめ！」って言われたら。（労働組合法）
- ⑥公務員にスト権は必要か。

<中間テスト>（以下予定）

- ⑦産業革命期の児童労働
- ⑧「モダンタイムス」にみる機械導入と人間の労働
- ⑨「アンクルトム」にみる奴隷労働
- ⑩社用紙、身上書からみる職業選択の自由
- ⑪契約～クレジット・サラ金・ワンクリック詐欺など
- ⑫契約2～こんなときどうする？（司法書士との合同授業）
- ⑬最後にもう一度。ボランティアと若者の生き方、など。

先のA高校で得られた諸点に加え、本校では、単発授業でない、現代社会という連続授業の一環とした。私たち3名の担当者が、実際に司法書士と合同で授業を行うのは、12時間目の単元にあたる。それに先だち、司法書士と事前に一度、内容に関するミーティングを行った。合議の結果、基本的な授業展開は以下とした。

- ①「契約」の復習。(司法書士)
- ②キャッチセールス・コント。(「教師・生徒」もしくは「生徒・生徒」)
- ③適宜解説。(司法書士)
- ④クーリング・オフ書面の書き方指導(司法書士)
- ⑤今までに扱った具体案件を示して「契約とは何か」「消費者として注意すべきこと」等を解説。(司法書士)

以上、授業1時間の単元である。

担当教師3名が事前に主眼として教えてきた内容も違うし、1年生8クラスの雰囲気も違う。また、当日、来ていただく4名の司法書士の授業経験やキャラクターも違う。ひと口に「契約」と言っても、その中で高校生たちに伝えたい事案もそれぞれ異なっている。それらを教える側、教えられる側双方の顔を思い浮かべながら、事前ミーティングの場において、1つ1つのマッチングをはかった。これによって、体育館での一方的な講義では味わえない、生徒の反応や興味・関心に即応した協働授業が可能になった。

5. さらなる発展のために

「金融教育」ということばは含蓄がある。そもそも、「金融」も「教育」も、本来は「人と人をつなぐ」営みである。皆の幸せを目的とするはずのものが、個別の利益のみを主張すると、有効な手段とはなり得ない。

紙幅の関係もあり、本稿では、授業内容以上に、前記2つの意味での「協働」を主眼に論じてきた。今回、本稿は消費者教育を例にあげたが、これら「その道の専門家」と「教えることの専門家=教師」との合同授業は、他の金融教育においても汎用できる。特に、校区内で実際に子どもたちを日々目の当たりにしながら経済活動を行っておられる方の口からは、将来の生き方も見すえたりアリティあふれる経済教育やライフデザインに関する教育などが期待できよう。

とかく教師は、「忙しい忙しい」と言いながら、子どもたちに対して、すべて自分で教えなければならないと抱え込みがちだ。また、十分な御礼ができるだけの予算もないという財政的な面からも、学校外との協働についてもうひとつ積極的になれない現状がある。しかし、私は、数多くの校外の方と接する中で、今回の司法書士諸氏だけでなく、「前途ある若者たちを、教師と一緒に育ててやりたい」とおっしゃる方が、世の中には多々おられることを知った。

「子どもたちの笑顔と感想文が一番のごほうびです」

授業終了後、個別相談を求める子どもたちに囲まれ、専門家の方々が明るく笑う。その姿に、私自身、「教えることの専門家」としての喜びを大いに感じる次第である。

【注】⁽¹⁾ 小牧美江,2004,『『高校生活法律講座ワークショップ』の取り組み』全国高校生活指導研究協議会『高校生活指導』163号(2005年冬号)青木書店,pp.40-45

⁽²⁾ 『ヨミウリウイークリー』2004年10月3日号,pp.74-75、2003年8月13日『毎日新聞』

⁽³⁾ 全国高校生活指導研究協議会大阪支部。高校教師を中心とした民間教育研究団体である。